

## 千葉市介護認定審査会委員研修実施要領

### 1 目的

この要領は、介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

### 2 実施主体

研修の実施主体は、千葉市とする。

### 3 対象者

研修の対象者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 介護認定審査会委員に委嘱されることが予定されている者（予備員を含む）
- (2) 介護認定審査会委員及び担当職員

### 4 研修内容

介護認定審査会委員の研修区分、その対象者、研修内容及び研修方法は、次の表のとおりとする。

| 研修区分 | 対象者        | 研修内容                           | 研修方法  |
|------|------------|--------------------------------|---|
| 新規研修 | 前項第1号に定める者 | (1) 要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢 | 社会保障制度、介護保険法、要介護認定等の理論等の要介護認定関係制度論や、前記内容を踏まえた委員としての基本的な考え方等について講義方式によって実施する。                  |
|      |            | (2) 要介護認定等基準の考え方               | 要介護認定等手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の概念、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定及び二次判定の役割等について講義方式によって実施する。                   |
|      |            | (3) 介護認定審査会の手順                 | 介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査及び判定方法等について講義方式によって実施する。   |
|      |            | (4) 事例検討                       | 審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討会方式によって実施する。 |
|      |            | (5) その他市長が必要と認める項目             | 要介護認定等審査判定に関する項目の変更内容等について講義方式によって実施する。   |
| 現任研修 | 前項第2号に定める者 | (1) 事例検討                       | 審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討会方式によって実施する。 |
|      |            | (2) その他市長が必要と認める項目             | 要介護認定等審査判定に関する項目の変更内容等について講義方式によって実施する。   |

### 5 研修実施上の留意点

#### (1) 講師

介護保険業務に携わる千葉市職員その他要介護認定等審査判定に関する知識及び経験を有すると千葉市が認めた者とする。

#### (2) 研修課程標準時間目安

ア 新規研修

合計3時間以上とする。

イ 現任研修

合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催する。

(3) 研修の修了

新規研修及び現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を研修の修了者とする。

(4) 研修修了者

市長は、新規研修及び現任研修の別に研修の修了者の氏名、生年月日、資格等について名簿を作成する。

6 その他

研修の実施にあたり、研修日程、研修内容等について、千葉県と調整を図るものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月3日より施行する。